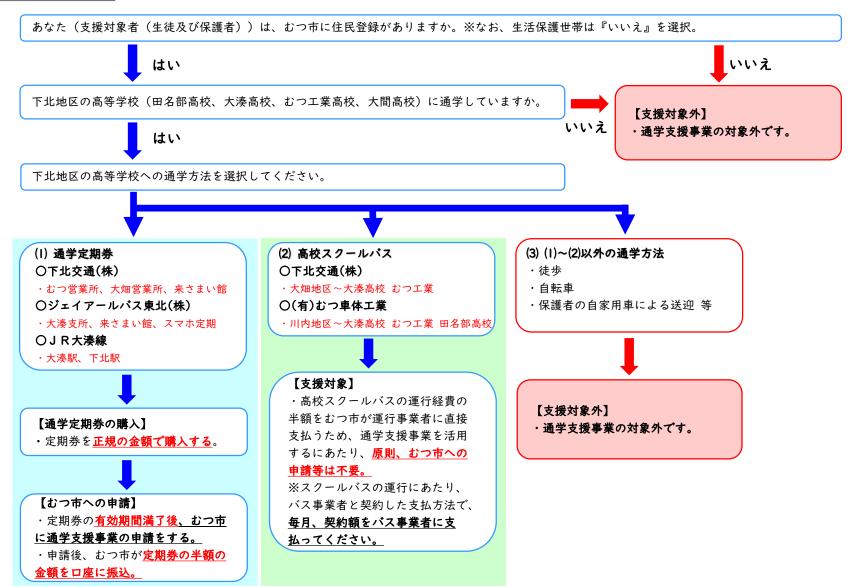
# 通学支援対象者判定フローチャート及び申請方法

### 1. フローチャート



※(I)~(2)の申請方法等の詳細については、P.2のとおり

# 通学支援対象者判定フローチャート及び申請方法

### 2. 通学方法ごとの申請方法等の詳細について

### (1) 通学定期券の場合

- ① 通学定期券の購入
- ・以下のバス・鉄道事業者の通学定期券を購入。
  - I 下北交通(株)
  - ・むつ営業所、大畑営業所、来さまい館
  - Ⅱ ジェイアールバス東北(株)
  - ・大湊支所、来さまい館、スマホ定期「バスもり!」
  - Ⅲ JR大湊線
  - ・大湊駅、下北駅
- ② 通学費の申請及び請求手続き
- ·通学定期券の有効期限満了後、市民連携課窓口(分庁舎窓口、郵送も可)に申請書兼請求書を提出。

#### 【添付書類】

- ・通学定期券の写しまたは氏名、金額、定期券の種類、購入日、 有効期限、利用区間記載の領収書等の写し
- ※スマホ定期の場合は、領収書および支払い完了メールを印刷(画像印刷可)
- ・学生証の写しまたは在学証明書
- ・保護者の身分証明書の写し(運転免許証等)
- ・振込先の通帳の写し(申請をされる保護者と同名義の通帳)
- ③ 通学費の助成
- ・申請書兼請求書に記載があった振込先の口座に定期券の I / 2 の額をむつ市が振り込む。
- ・各月10日までの申請を取りまとめ、月末に支払い。

<u>※原則、通学支援事業を活用する場合、払い戻し対応後の通学定</u> 期券の金額は助成対象外。

#### (2) 高校スクールバスの場合

- ① 高校スクールバス運送に係る契約の締結
- ・<u>例年と同様</u>に、保護者の団体(父母の会等)とバス事業者で<u>高</u> 校スクールバス運送に係る契約等を締結。
- ※高校スクールバスの契約額(運行費用)の半額をむつ市がバス 事業者に支払うため、通学支援事業を活用するにあたり、原則、 むつ市への申請は不要。

#### ② 高校スクールバス運行費用の支払い

- ・高校スクールバスの運行にあたり、**保護者の団体とバス事業者** で契約した支払方法で、<u>毎月、契約額(運行費用)をバス事業者</u> に支払ってください。
- ※スクールバス利用人数や運行に係る経費の増減等により、生徒 一人当たりの料金が変わるため、令和5年度中にお支払いしてい た金額の2分の | となるとは限りませんのでご留意ください。

※スクールバスの契約額(運行費用)の長期間の滞納や未払い等が生じ、バス事業者の負担となる場合には、今後、本事業の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。